

環循適発第 2609151 号
環循規発第 2609155 号
環循再発第 2609152 号
令和 8 年 9 月 16 日

都道府県・政令市廃棄物主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
(公印省略)

廃棄物規制担当参事官
(公印省略)

環境再生担当参事官付災害廃棄物対策室長
(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について
(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号。以下「改正法」という。）は、令和 8 年 6 月 19 日に公布され、そのうち災害廃棄物対策に関連する制度については同年 9 月 16 日から施行される。また、改正法のうち、災害廃棄物対策に関する規定等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 279 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年環境省令第 25 号）が改正法の施行と同日に施行される。

本通知は改正法等の施行を受けて、災害廃棄物対策に関連する制度について記載するものであり、改正内容の実施に当たっては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 災害支援協定締結の努力義務の新設

非常災害により生じた廃棄物は、市町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模・種類となり、被災市町村による自己処理及び当該地方公共団体の区域内の民間事業者のみでは対処できない場合もあることから、他の地方公共団体又は被災市町村の区域外の民間事業者の協力を得ながら迅速に処理を行うことが望ましい。そのため、平時のうちに、当該地方公共団体と廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者の民間団体との間で、発災時の役割分担、仮置場の管理・運営等について規定する災害支援協定を結ぶことが発災後の迅速な対応に資する。

したがって、都道府県及び市町村は、非常災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理することができる体制を整備するため、当該地方公共団体の区域内の廃棄物処理業の許可を有している者等（以下「非常災害廃棄物適正処理業者」という。）との間において、当該地方公共団体の長の求めに応じて非常災害廃棄物の処理を行うことをその内容に含む協定を締結するよう努めなければならないものとした。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第5条の6の2第1項、第6条の4第1項）

また、都道府県は当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県との間において、市町村は当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村との間において、非常災害廃棄物の処理の知識を有する者の派遣のほか、非常災害廃棄物の処理に関する内容を含む協定を締結するよう努めなければならないものとした。（法第5条の6の2第2項、第6条の4第2項）

これらの協定において記載すべき事項を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）に次のとおり新たに規定した。（施行規則第1条の2の3及び第1条の21）

<非常災害廃棄物適正処理業者との間で締結する協定>

- ① 協定に参加する者の氏名又は名称
- ② 非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理の内容
- ③ 地方公共団体の長が非常災害廃棄物適正処理業者に対し非常災害廃棄物の処理を求める場合の手続
- ④ 次に掲げる非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理に関する事項のうち必要なもの
 - ア 非常災害廃棄物の処理に係る費用負担
 - イ 当該協定の期間
 - ウ その他非常災害廃棄物の処理に関する事項

<他の地方公共団体との間で締結する協定>

- ① 協定に参加する者の氏名又は名称
- ② 地方公共団体の長が他の地方公共団体に対し非常災害廃棄物の処理に関する協力

を求める場合の手続

- ③ 次に掲げる他の地方公共団体による非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項のうち必要なもの
 - ア 当該協力の内容
 - イ 当該協力に係る費用負担
 - ウ 当該協定の期間
 - エ その他非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項

今般の改正を踏まえ協定の締結を図るに当たっては、別紙 1・1 及び別紙 1・2 を参考としつつ、各地域の実情に応じて必要な事項を定められたい。また、締結済の協定についても、別紙 1・1 及び別紙 1・2 を参考とし、協定の内容の点検・見直しの契機としていただきたい。さらに、協定締結後においても、協定を実効性のあるものとするため、協定先との定期的な意見交換や訓練等の機会を設けることが望ましい。

なお、他の地方公共団体又は当該地方公共団体の区域外の民間事業者の協力を得るための他の方策として、環境省地方環境局を中心に、全国 8 箇所に設置する地域ブロック協議会において策定する「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」に基づく地域ブロック内における広域的な相互連携や、平時から広域的なごみ処理体制を構築する一部事務組合、広域連合などの既存の広域連携体制との協力が考えられる。各地域における被害想定や廃棄物処理体制の状況等を踏まえ、これらの枠組みも柔軟に活用いただきたい。

2 市町村一般廃棄物処理計画に規定する事項の追加

これまでの災害対応を通じて、水害の被害想定、仮置場候補地の選定、民間団体等との協定締結といった事前の備えが必ずしも十分でないことや、特に小規模な市町村を中心として、人員及び専門的知見が不足していることなどの課題が明らかになった。近年、大雨等による災害が頻発化・激甚化していることに加え、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も想定されることから、災害廃棄物対策を一層強化する必要がある。

このため、市町村が策定する一般廃棄物処理計画について、非常災害時についての事項を追加することとした。（法第 6 条第 2 項）

当該計画は自治事務として市町村が策定するものであるが、被災市町村のみで対処困難な規模の非常災害廃棄物が発生した場合に、発災早期に非常災害廃棄物の処理体制を構築し、民間事業者等からの円滑な支援を受けるため、一般廃棄物処理計画における非常災害時に係る記載事項は、別紙 2 に基づき検討することが望ましい。

また、計画の策定に当たっては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき策定される地域防災計画など、他の防災計画等との連携が重要であり、他の防災計画等と一体的に策定することも差し支えないことから、地域の実情に応じて柔軟に対応いただきたい。

なお、災害廃棄物処理計画を既に個別に策定している市町村は、当該計画をもって、一

一般廃棄物処理における非常災害時に関する事項を定めたものとして差し支えない。ただし、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）の次回の改定の際には、一般廃棄物処理基本計画において、個別に災害廃棄物処理計画を策定している旨を明記し、既に策定済みの災害廃棄物処理計画との連動性を確保されたい。

計画の実効性を確保するためには、非常災害廃棄物の発生量を含む被害想定、仮置場の具体的な確保、公費解体に係る要綱の制定など、計画内容を更に具体化するとともに、適時に見直しを行うことが重要である。その具体化に当たっては、計画策定・改定に当たり検討すべき重要なポイントを記載した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」（令和5年4月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）や公費解体の一連の流れ並びに要綱及び申請書類の標準様式を記載した「公費解体・撤去マニュアル（第7版）」

（令和8年8月改訂、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）等を活用いただきたい。また、地方環境局による地域ブロック協議会等における情報発信、計画策定・改定に係るモデル事業等の実施及び本改正により措置する専門支援機関（詳細は後述）による計画策定・改定の伴走支援など、計画策定・改定に係る支援を拡充していくこととしており、各市町村におかれては、平時の備えの強化に向けて、これらの支援を活用いただきたい。

なお、一般廃棄物処理基本計画については、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしている。

3 非常災害廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正

非常災害が発生した場合、平時において市町村が処理している日常生活に伴って生じたごみやし尿などの一般廃棄物とはその質、量ともに異なる廃棄物が発生し、被災市町村が当該廃棄物の処理体制を十分に確保できない場合が生じるおそれがあることから、これまで、市町村が非常災害廃棄物の処理を委託する場合について、再委託を可能としてきた。他方、非常災害時には、廃棄物処理業者の被災や、短期間に多量に発生する非常災害廃棄物による処理能力の不足により、再委託のみでは円滑かつ迅速な処理体制を十分に確保できない場合も想定される。

これを踏まえ、市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者又は特別管理非常災害廃棄物処理受託者）が、廃棄物処理法施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第4条に規定する市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準（以下「委託基準」という。）に従う場合に限り、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者又は特別管理非常災害廃棄物処理再受託者）に再委託できることに加え、非常災害廃棄物処理再受託者等が、一般廃棄物処理計画及び委託基準に従って、当該処理を他人に再々委託することもできることとした。（法第6条の2第3項及び第5項）

これに伴い、これらの委託基準について、再委託及び再々委託に適用した際に齟齬が生じないように、規定の修正を行った。（施行令第4条及び第4条の3）

なお、非常災害時に再委託又は再々委託を行う場合における施行令第4条及び第4条の3の適用関係は、別紙3のとおりである。また、これまで施行規則第1条の7の6に規定していた非常災害時の再委託に係る基準については、前述のとおり、施行令第4条に規定する委託基準に整理・統合したことから、削除することとした。

また、再々委託について、法第6条の2第3項及び第5項における「一般廃棄物処理計画に従い」とは、必ずしも個々の再々受託業者を網羅的に特定することまでを求めるものではなく、再委託及び再々委託を活用した非常災害廃棄物の処理を行うことが想定される場合に、その活用方針や対象となり得る者の範囲等が、一般廃棄物処理計画において確認できることをいうものである。具体的には、災害支援協定を締結している団体、その構成員その他災害時に処理を担うことが想定される処理業者等について、これらの者が再委託及び再々委託を活用して処理を行う旨を計画本文に記載することが考えられる。また、計画本文にこれらの者の名称を記載しない場合であっても、例えば、協定に基づく処理体制又は市町村が別途作成する処理業者の名簿等を計画上に位置付けることにより、一般廃棄物処理計画において確認できるものとすることが考えられる。

なお、計画改定までの間に非常災害が発生し、再々委託の活用方針等を一般廃棄物処理計画本文に直ちに位置付けることが困難な場合には、一般廃棄物処理計画が掲載されているウェブページに、被災市町村等が再々委託の活用方針を公表する等の方法でも差し支えない。この場合に掲載する活用方針の参考例として、別紙4のとおり示す。

ただし、再委託及び再々委託を行う場合は、一般廃棄物処理において統括的な責任を有する市町村が、再委託及び再々委託による処理も含めて処理体制全体を確認し、契約関係及び処理の流れを把握するとともに、受託業者を通じて必要な指導・監督を行い、適正処理の徹底に努めること。

なお、個々の災害が、再委託又は再々委託が適用される「非常災害」に該当するか否かについては、処理責任を有する市町村長により判断されることになる。具体的には、市町村が災害により生じた廃棄物について、平時の委託基準に則った処理が困難であり、再委託、再々委託を適用することにより円滑かつ迅速な処理が期待できると判断した場合において適用されるものである。

4 市町村から非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者等による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の改正

市町村から非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（処理能力が5t/日以上のごみ処理施設であって、最終処分場を除く。この4において同じ。）を設置する際は、当該施設の設置許可に代えて、生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を届け出ることをもって足りることとしている。

そのため、畳、瓦、石膏ボード等の破碎施設等を一般廃棄物処理施設として改正前の法第9条の3の3第1項に基づき設置する場合においても、生活環境影響調査が必要となっ

ていた。一方で、当該破碎施設等について、産業廃棄物を処理する施設として設置する際は、法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないことから、生活環境影響調査は不要であり、産業廃棄物処理業の許可のみで処分が行われている。

そこで、非常災害時に大量に発生する畳、瓦、石膏ボード等を円滑かつ迅速に処理する体制を構築するため、処理する非常災害廃棄物が畳、瓦、石膏ボード等に特定されている場合は、産業廃棄物を処理する施設と同様に、これらの非常災害廃棄物の処理施設を一般廃棄物処理施設として生活環境影響調査を行うことなく設置できるよう措置することとした（当該措置に伴う読替規定は別紙 5 において整理した。）。（法第 9 条の 3 の 3）

これに伴い、生活環境の保全上支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設は、非常災害により損壊した建物において生ずる非常災害廃棄物の処理を行うための一般廃棄物処理施設であって、次に掲げるものであることとした。（施行令第 5 条の 6 の 2）

- ① 廃プラスチック類の切断施設（「廃畳」の処理施設を想定）
- ② 紙くずの破碎施設（「廃石膏ボード」の処理施設を想定）
- ③ 繊維くずの破碎施設又は切断施設（「廃畳」の処理施設を想定）
- ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設（「廃石膏ボード」「廃瓦」の処理施設を想定）
- ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物の選別施設
（非常災害に伴って生じたコンクリートの破片及び各種廃材（木くず、金属くず等）の混合物を含む非常災害廃棄物全般の選別施設を想定）

なお、従来、法第 9 条の 3 の 3 の特例を活用する場合には、生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆の縦覧に係る事項として、対象となる一般廃棄物処理施設の種類、縦覧の場所及び期間その他必要な事項を定める必要がある。また、意見書の提出に係る事項として、意見書の提出先及び提出期限を条例で定める必要がある。今般、施行令で規定する「生活環境の保全上支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設」を設置する場合に限っては、生活環境影響調査を実施しないことから、公衆の縦覧及び意見書に関する事項を条例で定めていない場合であっても、法第 9 条の 3 の 3 第 1 項の規定による届出を行うことができるものと解される。

5 非常災害廃棄物の処分に係る最終処分場の指定制度の新設

再生利用等に適さず埋立処分を行わざるを得ない非常災害廃棄物は、通常、一般廃棄物最終処分場において処分されるが、被害規模等によっては、一般廃棄物最終処分場のみでは必要な埋立容量を確保することが困難となる場合がある。このような場合には、法第 15 条の 2 の 5 の規定による届出がされた民間の産業廃棄物最終処分場を含め、非常災害廃棄物の受入先を広く確保することが重要である。しかし、これまでの非常災害において、民間の産業廃棄物最終処分場の活用が滞り、非常災害廃棄物の迅速な処理に支障が生じるという課題が判明した。

このため、平時のうちから、非常災害廃棄物の受入れが可能な最終処分場を把握し、発災時には非常災害廃棄物の受入先として速やかに調整できる体制を整備しておくことが求められる。

これを踏まえ、都道府県知事は、次に掲げる基準に適合すると認められる最終処分場の設置者について、その申請により、平時のうちに指定することができることとした。（法第9条の3の4）

- ① 当該一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- ② その申請の内容が当該都道府県の廃棄物処理計画に適合するものであること。
- ③ 申請者の能力が非常災害廃棄物の処分を円滑かつ迅速に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

なお、本制度は、平時から非常災害廃棄物の受入先をあらかじめ確保し、発災時の円滑かつ迅速な調整に資するための仕組みであり、本制度による指定を受けていない最終処分場における非常災害廃棄物の受入れを妨げるものではないことに留意されたい。

また、非常災害廃棄物の処理に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正かつ円滑・迅速に処理することが必要であり、まずは被災市町村又は被災都道府県の区域内における既存の処理施設等を最大限活用して処理体制を確保することが基本となる。そのため、本制度による指定に当たっては、原則として、当該都道府県内で発生する非常災害廃棄物の処分先を確保する観点から、当該都道府県の廃棄物処理計画等を踏まえて行うこととなる。他方、大規模災害が発生した場合には、一時に膨大な非常災害廃棄物が発生し、他の都道府県及びその管轄内の市町村のみでの対応が困難となることが想定される。このため、発災時には、被災状況、残余容量、生活環境の保全上の支障の有無、平時の廃棄物処理体制への影響等を踏まえ、他の都道府県内において発生した非常災害廃棄物についても受入れを検討されたい。

本制度の施行に当たって留意すべき事項は以下のとおりであり、申請書等の様式については、参考様式として別紙6のとおり示すので、各都道府県における事務の参考とされたい。

① 申請書の記載事項

最終処分場の設置者が、法第9条の3の4第1項に規定する指定を受けようとする際に都道府県知事に提出する申請書の記載事項及び添付書類・図面について、以下のとおり規定した。（施行規則第5条の10の22）

<申請書に記載する事項>

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 最終処分場の設置の場所

ウ 最終処分場の種類

(一般廃棄物最終処分場、管理型最終処分場又は安定型最終処分場)

エ 最終処分場において処分する非常災害廃棄物の種類

(申請者は、法第8条第1項又は法第15条第1項の規定による許可を受けた当該最終処分場において処分する廃棄物の種類のうち処分しようとする非常災害廃棄物の種類を申請することとする。)

オ 最終処分場に係る法第8条第1項又は第15条第1項の許可の年月日及び許可番号

カ 最終処分場の埋立容量、残余の埋立容量及び非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量

(申請者は、当該最終処分場の残余容量のうち非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量を申請することとする。(施行規則第5条の10の23第2号関係))

キ 申請者の能力に関する事項

(「非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な体制を有すること」及び「非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識を有すること」に関する事項(施行規則第5条の10の24第1号及び第2号関係))

<申請書に添付する書面及び図面>

ア 最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

イ 一般廃棄物最終処分場においては最終処分基準省令第1条第1項、産業廃棄物最終処分場においては同令第2条第1項に定める技術上の基準に適合していることを説明する書類

ウ 最終処分場の残余容量の算定の根拠を明らかにする書類

エ 非常災害廃棄物の処分に係る体制を明らかにする書類

(例えば、非常災害廃棄物の受入れに当たっての、受入手順を示した書類や連絡体制表などが想定される。)

オ 非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識を有することを明らかにする書類

(過去の非常災害廃棄物の受入実績を証する書類、非常災害廃棄物に係る協定書の写し等が想定される。)

カ 最終処分場について法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けていることを証する書類

キ 最終処分場が産業廃棄物最終処分場である場合にあっては、法第15条の2の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設として設置していることを示す書類

② 指定の基準

最終処分場の設置者の指定の基準として、以下の事項を規定した。(法第9条の3の4第1項、施行規則第5条の10の23、施行規則第5条の10の24)

ア 当該一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場が次に掲げる基準に適合す

るものであること。

(ア)「一般廃棄物最終処分場においては最終処分基準省令第一条第一項、産業廃棄物最終処分場においては同令第二条第一項に定める基準に適合していること」

(イ)「非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な残余の容量を有すること」

「必要な残余の容量」とは、都道府県の廃棄物処理計画等を踏まえ、発災時に非常災害廃棄物の受入先として実効的に機能し得る一定程度の容量をいう。

イ その申請の内容が廃棄物処理計画に適合するものであること。

都道府県知事が指定の判断をするに当たっては、法第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画に適合していることを確認する必要がある。具体的には、申請内容のとおり非常災害廃棄物を受け入れるための埋立容量が確保された場合に、平時の廃棄物の処理体制に支障をきたすことはないか、また、当該都道府県の災害廃棄物処理計画を踏まえ、当該最終処分場における一定程度の非常災害廃棄物の受入れの必要性及び実効性が認められるか等を確認することが考えられる。なお、政令指定都市又は中核市が当該指定に係る事務を行うに当たっては、都道府県とも連携し、当該市の処理計画のほか、都道府県の廃棄物処理計画にも適合することを確認されたい。

ウ 申請者の能力が非常災害廃棄物の処分を円滑かつ迅速に、かつ、継続して行うに足りるものとして次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア)「非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な体制を有すること。」

「必要な体制」とは、市町村長の要請に従い速やかに非常災害廃棄物を受け入れることができる体制が確保されていることであり、具体的には、組織体制及び連絡体制等が明確か、市町村長からの要請を受けた後の非常災害廃棄物の受入れまでの手順が定まっているか等が想定される。

(イ)「非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識を有すること。」

過去に非常災害廃棄物の受入実績があること、地方公共団体等と非常災害廃棄物の処分に関する協定を締結していること等により、短期間で多量に発生し、かつ様々な性状のものが想定される非常災害廃棄物の処分に関する知識を有していることをいう。

③ 指定前の市町村の長への通知

指定に当たっては、市町村の管轄区域内の最終処分場で非常災害廃棄物が大量に処分されることによって当該市町村の平時の一般廃棄物の処理に著しい影響が生じることがないように、指定の前に都道府県知事が、当該指定に係る最終処分場の立地する区域を管轄する市町村の長に対して通知することを義務付けた。(法第9条の3の4第2項)

なお、市町村の委託(再委託、再々委託を含む。)による非常災害廃棄物を、当該指定を受けた設置者の最終処分場(以下「非常災害廃棄物最終処分場」という。)において処分する場合であって、非常災害廃棄物最終処分場が当該市町村以外の市町村の区域に立

地するときには、手続の重複を避ける観点から、施行令第4条第9号に規定する市町村の長への通知は不要とすることとした。(施行令第4条第9号イ)

④ 指定の更新期間

非常災害廃棄物最終処分場に運搬された非常災害廃棄物が残余容量不足のため処分できない事態を避け、指定制度の形骸化を防ぐために、5年ごとに指定の更新を行うこととした。(法第9条の3の4第3項及び施行令第5条の6の4)

非常災害廃棄物最終処分場の設置者については、後述⑥の理由により法第8条の2の2又は第15条の2の2の規定による定期検査を免除することとしている。指定の更新期間が定期検査の期間を大幅に超えるものであれば、当該免除規定の正当性が失われてしまうことから、更新期間は、定期検査の期間(5年3月)を上回らない5年としたものである。

なお、更新の申請方法は、新規の申請方法に準じる。

⑤ 処分の委託を受ける義務

非常災害廃棄物最終処分場の設置者は、非常災害時において、市町村から非常災害廃棄物の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、拒んではないこととした。(法第9条の3の4第4項)

「正当な理由」とは、当該設置者が被災して非常災害廃棄物最終処分場の運営を行うことが困難である場合や、指定時に申請した「最終処分場において処分する非常災害廃棄物の種類」以外の非常災害廃棄物の受入要請を受けたとき、「非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量」を超える受入要請を受けたとき、非常災害廃棄物最終処分場の立地する市町村又は都道府県の区域外から受入要請を受けた場合に当該区域内において発生した非常災害廃棄物の受入れを優先させるとき等を想定している。

⑥ 定期検査の免除

非常災害廃棄物最終処分場の設置者について、施行規則第5条の10の23に規定する技術上の基準への適合が指定時に確認されることで、法第8条の2の2又は第15条の2の2の規定による定期検査と同等の内容が担保されるため、当該定期検査を免除することとした。(法第9条の3の4第5項、第6項)

⑦ 指定の取消し

非常災害廃棄物最終処分場の設置者が、前述①の指定の基準に適合しなくなったとき又は前述⑤のとおり正当な理由がなく非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを拒んだときに、都道府県知事が当該指定を取り消すことができることとした。(法第9条の3の4第7項)

⑧ 指定内容の変更等

非常災害時に活用できる最終処分場の状況を的確に把握しておくため、都道府県においては、非常災害廃棄物最終処分場の設置者が、その申請内容のうち「最終処分場において処分する非常災害廃棄物の種類」及び「非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量」を変更しようとする場合並びに非常災害廃棄物最終処分場の設置者の指定の解除を受けようとする場合には、当該設置者に対し速やかに変更等届出の提出をするよう求められたい。

6 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例への追加

法第15条の2の5第1項では、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として省令で定めるものを処理する場合には、都道府県知事に届け出ることにより、法第8条第1項の許可を受けることなく、当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができることとしている。

一方で、産業廃棄物最終処分場について法第9条の3の4第1項に規定する指定に係る申請に当たっては、申請者は事前に法第15条の2の5第1項に基づく都道府県知事への届出を行い、当該処分場が一般廃棄物処理施設として設置されている必要がある。当該指定制度の運用に当たり、安定型最終処分場についても、平時に同項に基づく届出を行えるよう、同条の環境省令で定める一般廃棄物の対象に、廃プラスチック類やゴムくず等の安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（非常災害廃棄物であるものに限る。）及び当該一般廃棄物を処理する安定型最終処分場を追加することとした。（施行規則第12条の7の16第1項）

7 非常災害廃棄物の処理の推進に係る措置の新設と専門支援機関の整備

全国の地方公共団体では、避難所等から生ずる廃棄物の処理から公費解体・撤去に至るまでの災害時の多大な業務や、計画策定等による平時の備えに対し、ノウハウやマンパワーが不足している状況にある。特に発災時においては、被災市町村が単独で膨大な非常災害廃棄物の処理を実施することは困難であり、環境省等の支援が前提となることから、これまでの非常災害においては、国を中心に支援を行い、知見等の集積に努めてきた。しかしながら、大雨等の災害増加による被害の広域化・複合化等により、環境省のみで災害現場の支援を担うことには限界がある。

また、今後発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等では、東日本大震災を大幅に超える数億トンレベルの非常災害廃棄物の発生が見込まれているところ、発災時に円滑かつ迅速に非常災害廃棄物を処理すべく、地方公共団体の平時からの備えを強化するとともに、災害現場での経験・知見を長期安定的に蓄積する体制の構築や膨大な非常災害廃棄物に対応するための調査研究及び技術開発に継続的に取り組む必要がある。こうした取組を通して、平時から非常災害廃棄物の処理の専門的知見を蓄積した人材を活用し、平時・発災時の地方公共団体の災害廃棄物対策を支援することが効果的である。

このため、国は、非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に関する情報及び技術的知識の

提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、国が行う災害廃棄物対策に関する事務を、専門的知見を有する中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）その他の機関（以下「専門支援機関」という。）に委託することができることを新たに規定した（法第23条の2の2）。

これに伴い、JESCOの事業に非常災害廃棄物に関する事業を追加することで、JESCOが専門支援機関として地方公共団体への支援を担えることとした。（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第1条、第7条）

なお、専門支援機関については、平時・発災時において、以下の支援を実施することを想定し、専門支援機関の支援内容や役割等の詳細については、別途示すこととする。

＜平時の主な支援内容＞

- ・ 災害廃棄物処理計画、災害支援協定に係る技術的助言
- ・ 研修・訓練のプログラム構築・運営
- ・ 処理の進捗管理のためのデジタル支援ツールの整備・運営
- ・ 非常災害廃棄物に関する技術的・システムの研究・開発 等

＜発災時の主な支援内容＞

- ・ 現地への職員派遣、被害状況調査
- ・ デジタル支援ツールの提供
- ・ 災害廃棄物処理方針の検討支援、支援のマッチングなどの処理推進に係る支援
- ・ 発注・契約・施工管理等の各種事務支援 等

8 その他

廃棄物処理業者等の欠格事由の一つとして法第7条第5項第4号イに規定する「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」については、当該廃棄物処理業者等、その法定代理人、役員又は使用人が当該欠格事由に「該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至ったとき」には、都道府県知事又は市町村へ届出を行うことを義務付けていたが、当該欠格事由の性質に鑑み届出義務を廃止することとした（改正前の法第7条の2第5項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。）及び第9条第7項（第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）））。

また、これに伴い、「環境省令で定める者」及び届出方法を定める施行規則の規定についても廃止することとした（改正前の施行規則第2条の8、第5条の5の3の2、第10条の6の2第5号、第10条の10の3の2、第10条の18の2第5号、第10条の24の2及び第12条の11の3の2）。

以上